

# 自動販売機設置事業者募集要領

太宰府市では、太宰府歴史スポーツ公園に自動販売機を設置する事業者を公募により募集し、一般競争入札により設置事業者を決定します。

入札に参加を希望される方は、本募集要領及び仕様書をよく読み、内容を承知した上で参加してください。

## 1 目的

市有財産を有効活用し、市民サービスの向上と地域経済の活性化を図るとともに安定した財源を確保すること、また、設置者を公募による入札によって選定することにより、選定方法の透明性および公平性を図ることを目的とする。

## 2 入札参加資格要件

次の要件をすべて満たす法人または個人に限り参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に掲げられた者でないこと
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条 第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号の規定に該当しない者であること  
また、これら暴力団および暴力団員と密接な関係を有していないこと
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象になっている団体及びその構成員でないこと
- (4) 法人にあっては福岡県に本店、支店又は営業所を有する者、個人にあっては筑紫地区内（太宰府市・筑紫野市・大野城市・春日市・那珂川市）で事業を営んでいる者
- (5) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する 3 年以上の実績を有していること
- (6) 市（町村）税、国税を滞納していないこと

## 3 入札に付する事項等

- (1) 太宰府歴史スポーツ公園に自動販売機を設置するための「納付金」。

上記において一定期間、自動販売機を用いて営業を行うための権利を得るために、  
当該自動販売機の毎月の売上に一定の率《落札した率》を乗じた金額を市に支払う。  
(円未満切捨て)

(2) 貸付物件

物件番号	財産名	所在地	貸付箇所	使用可能範囲寸法
A	太宰府歴史スポーツ公園	太宰府市吉松4丁目1番地外	駐車場自動販売機コーナー	(幅1.2m×奥行1.0m)未満

- ※ 貸付箇所については、別紙平面図を参照してください。
- ※ 自動販売機は、物件番号ごとに1台設置するものとします。
- ※ 使用可能範囲寸法には、放熱余地・転倒防止板設置部分を含みます。
- ※ 物件番号Aについては、使用済容器回収ボックスの寸法は含みません。別箇所に回収ボックス設置場所を準備します。

(3) 貸付期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。

ただし、公共・公用としての使用の必要性や、使用者の使用状況を勘案して支障がないと太宰府市が判断する場合は、当初太宰府市が設定した公募条件を前提として、当初許可から3年を限度に引き続き使用許可することができます。

(4) 入札は「納付金」について行います。「納付金」については、割合(%)を入札してください。なお、納付金の最低割合は20%とします。

(5) 貸付条件等

別添仕様書による。

#### 4 入札参加申請

入札に参加を希望する者は、入札参加申請書を期限までに提出してください。

なお、入札資格がないと認められた場合のみ、申請者あて個別に通知します。

(1) 入札参加申込書提出期間

令和8年2月20日(金)までの午前9時から午後5時までの間  
(ただし土日及び祝日を除く。)

(2) 提出場所

太宰府市觀世音寺一丁目1番1号  
太宰府市都市整備部建設課

(3) 提出書類(提出数各1部) ○: 必ず必要 △: 必要に応じて提出

	提出書類	法人	個人
①	入札参加申請書	○	○
②	誓約書	○	○
③	商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	○	

④	役員一覧	○	
⑤	身分証明書（市町村発行のもの）		○
⑥	各業種登録証明書等	△	△
⑦	市（町村）税に滞納がないことの証明書	○	○
⑧	国税の納税証明書	○	○
⑨	設置する自動販売機のカタログ	○	○

- ※ ③、⑤、⑦、⑧については写しで可（発行後3ヶ月以内のもの）
- ※ ⑦について、本市内に事業所を有する場合、本市納税課発行の市税に滞納がないことの証明書。市外の事業所の場合は、その所在地の市（町村）税に滞納がないことの証明書。
- ※ ⑧について、法人においては（その3の3「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明書用）、個人においては（その3の2「申告所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明書用）を提出すること。
- ※ ⑥については、カップ及び乳飲料を販売する場合において、保健所が発行する喫茶店営業許可証書及び乳類販売業許可証の写しを提出すること。

(4) 提出方法

提出期限までに、提出に必要な書類を提出場所に直接持参するものとし、郵送、電話、ファックス、メールによる受付は行いません。

(5) 自動販売機の機種によっては、商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障がある場合もあるので、申込前に必ず設置場所の確認を行うようにしてください。

## 5 質問書及び回答について

(1) 受付期間

令和8年2月13日（金）午後5時まで

(2) 提出方法及び提出場所

質問書（任意様式）を建設課に直接持参及びファックスするか、電子メールにより送付してください。

(3) 質問者への回答

質問者に対し電子メール等で個別に回答します。

## 6 入札の日時・場所

(1) 日時

令和8年3月6日（金）午前10時00分～

※ 入札時間に遅れた場合は、入札に参加することはできません。

(2) 場所

太宰府市役所 2 階 入札室

## 7 入札方法等

- (1) 入札室への入室は、各事業者 1 名とします。
- (2) 入札参加者は、希望する物件ごとに納付金の割合 (%) を所定の入札書に記載し、記名押印の上、入札時に入札箱に投函してください。
- (3) 代理人が入札する場合は、委任状が必要となるため、必要事項を記載し、記名押印の上、入札受付時に提出してください。
- (4) 投函した入札書については、理由の如何を問わず書き換え、引き換え又は撤回はできませんので、十分注意してください。

## 8 入札保証金

免除

## 9 無効な入札等

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

(太宰府市契約規則第 13 条関係)

- ① 入札に参加する物に必要な資格のない者のした入札
- ② 入札者が所定の日時までに到着しない入札
- ③ 入札者又はその代理人が同一事項について 2 通以上した入札又はこれらの者が更に他の者を代理してした入札
- ④ 談合その他の不正行為によってされたと認められる入札
- ⑤ 入札書の入札金額、入札者の氏名及び押印のない入札又はこれらが分明できない入札
- ⑥ その他入札に関する条件に違反した入札

## 10 落札者の決定方法

- (1) 入札参加者が落札できる台数は、1 箇所の公園内において 1 事業者につき最大 1 台までとします。
- (2) 市が定める最低納付金割合 (20%) 以上で、最高の割合をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。
- (3) 落札者となるべき者が 2 者以上あるときは、当該入札者によりただちにくじ引きを行い、落札者を決定します。

## 11 落札後の事務処理

落札者（設置事業者）に決定したものは、下記の書類を提出して使用許可申請及び協定書締結の手続きを行うようにしてください。

- ① 行政財産使用許可申請書（太宰府市指定用紙）
- ② 自動販売機設置管理協定書
- ③ 販売品目一覧表

## 12 問合せ先

〒818-0198

太宰府市觀世音寺一丁目1番1号

太宰府市役所都市整備部建設課

TEL : 092-921-2121

FAX : 092-928-7415

E-mail : [kensetsu@city.dazaifu.lg.jp](mailto:kensetsu@city.dazaifu.lg.jp)